

(1頁より続く)

にして、そうでない場合に出版権者にコピーの許諾を求めてきたとしても出版権者にはこれを許諾する権利はない。日本複写権センター(コピーの許諾を行う著作権等管理事業者)設立当初において出版者に対し版面権もしくは出版者の権利を認めよとの意見が主張されたのは、この条項による(三山裕三『著作権法詳説第8版』、373頁)。

こうした状況は、実務上もさまざまな問題を引き起こす。近くはグーグルブック検索問題では、日本の出版社の本がグーグルによって無断スキャン＝複写されても、出版者が権利の当事者となれないということが露呈した。そのためグーグルの違法行為を当事者として差し止めできない、グーグルの無断スキャンに対する金銭補償や、ブック検索利用に対する使用料受領の当事者にもなれない問題が出てきた。

しかしデジタル・ネットワーク時代を迎え、出版を囲む状況は次のような様々な対応を出版社に求めてきている。

- ① 出版物を電子化し、オンライン書店を通じ販売するなどの電子書籍ビジネスへの対応
- ② 国会図書館によるデジタル化資料の公共図書館等への配信など電子図書館への対応
- ③ 大学などでのLANなどによる配信への対応
- ④ 広汎な複写、複製への対応
- ⑤ 自炊など無断複製や海賊出版への対応

このような諸問題への対応を有効に行うためには、出版者に電子書籍ビジネスや著作権ビジネスの当事者としての権利が付与されなければ、対応のしようがない。ビジネスそのものも発展できない。また、こうした対応をもつばら個人である著作権者に対応を任すのは土台無理な話であり、法人である出版社が組織的に対応する方が有効である。まただからこそ、出版者の権利として著作隣接権の創設の要求が出版者から出てきた。

ところが、出てきた文科省の「電子書籍の流通と利用の円滑化会議」の結論では出版者への権利付与は先送りとなり、議員が動いた中川勉強会の骨子案は、当初案から後退し、原出版者の権利を守らないだけではなく、オンライン配信業者に容易に著作隣接権になる道を開くなど、文化庁担当者をして「(内容的に)黙って見ていられない問題がある」とまで言

われる事態となってしまった。

そうした動きにハーモナイズして、日本経団連案が提起された。これをどう評価すれば良いのか？

まず第一に、説明会でも明らかになった通り、紙の設定出版権の諸問題を検討することなく、電子出版に係る権利を単独に検討し、設定出版権を電子出版に適用し、電子出版権設定契約に基づく電子出版権を打ち出したことである。その結果、紙の設定出版権から電子出版権への接続、橋渡しの方法が検討されず、欠如していることである。

現在の電子出版物、オンライン出版物のほとんどは、紙の出版物をPDFかデジタルにして作成されている。この場合の紙の出版物から電子出版物への移転は、どのような権利関係の処理によって行われているのか？ その大部分は、著作権者に電子出版化の許諾をひとつずつ取って処理していくわけで、手間ひまは膨大なものとなる。電子化が進まないのは当然である。

もし著作権法第80条(出版権の内容)を「出版権者は、設定行為で定めるところにより、頒布の目的をもって、その出版権の目的である著作物を原作のまま印刷その他の機械的又は化学的方法【ないし電子的方法】により文書又は図画【またはオンライン出版物】として複製及び【送信可能化を含む自動公衆送信】する権利を有する」と改訂すれば、一通の設定出版権契約書によって、紙とオンラインの設定出版権による出版が可能となる。

また第二に、電子出版はオンライン配信業者を利用することから、経団連案には電子出版権に他人への再利用許諾(サブライセンス)を可能とする規定が定められている。もしそうなら、紙の設定出版権にも他人への再利用許諾(サブライセンス)を可能とする規定を加えるべきと思う。本をコピーしたりデジタル複写することが合法違法を問わず一般化し、オンライン配信が普及しようという時に、著作権法第80条3項の規定は時代遅れとなっている。著作権者との調整のもとに、紙の設定出版権にも第三者への再利用許諾(サブライセンス)を、複製、複写、譲渡、貸与などの面で付与すべきと考える。そうすれば、先に掲げた①から⑤の諸課題に出版者が有効に対応可能となる。

第三に、昨年4月の中川勉強会への要望でも触れた通り「著作隣接権でないかたちでの法制化の場合には、著作権保護

期間切れで、かつその時点で絶版の著作物を新たに組版して出版した出版者の権利保護を図ること」が必要であるが、こうして観点も、検討の経過からか経団連案にはない。

経団連案は、先の文科省の検討会議で設定出版権の電子への拡大案と酷似している。文化庁案を下敷きにしたものとも言える。しかし、設定出版権の電子への拡大は、少なくとも前述のような内容を加味し、現行設定出版権を改良するものでなければ、本来なら著作隣接権を付与されたい出版者としては納得できない。著作隣接権とは似て非なる骨子案が著作権者団体や利用者団体の理解を得られず、議員立法への展望がないまま、デジタル・ネットワーク社会に突入したら、出版界は危機的事態を迎えざるを得ない。

先のガイドライン委員会で、書協の片寄聡(小学館取締役)氏が、文化庁が著作権審議会で、電子出版権案と骨子案との両論を検討したとして、その結果、骨子案に決まった場合、経団連が反対するようなことはしないですねと確約を迫った。これに対し経団連側は即答を避け、出版界が文化庁にもっと接触して議論すべきことを促した。文化庁が本当に設定出版権の電子出版への拡大案といった形で、「出版者への権利付与」を考えているのなら、出版者団体、著作権者団体との調整に入り、早急に試案とロードマップを明らかにすべきである。

確かに出版界の案には多くの問題があり、方法と説得も拙速かつ不十分であったといえる。結果、骨子案が頓挫し、次善の策として、本来的には出版者への権利付与ではない出版権の拡大案にまで後退・譲歩せざるを得ない状況になった。ここまで出版界を追い詰めて、著作権者や読者・利用者に、そして文化の未来はあるのだろうか？ 出版者にはもはや時間も余力もないからだ。4月4日には中川勉強会で、設定出版権の拡大を中心にした(?)新たな案が提起されると聞く。期待したい。(4月5日)

※4月2日発行の本紙、本欄(3月28日付)のなかで、文化庁によるヒアリング部分の記述に誤りがありましたので削除し、お詫び申し上げます。